

手のひら静脈認証自動貸金庫規定

第1条 (手のひら静脈認証および使用目的)

- (1) 手のひら静脈認証(以下「認証」といいます)とは、当組合との貸金庫取引について利用者本人であることの確認手段の一つとして用いる認証方式で、当組合貸金庫に設置されている当組合所定の機器、操作および手続きにより当組合の認めた利用者(以下「利用者」といいます)の手のひら静脈の特徴を暗号化(以下暗号化したものを「手のひら静脈パターン」といいます)して登録(以下登録した手のひら静脈パターンを「データ」といいます)し、これを当組合所定の機器により当該利用者の手のひら静脈パターンと照合すること(以下「データの照合」といいます)により認証を行うものをいいます。
- (2) データの照合は、当組合との間の貸金庫取引について当組合が利用者本人であることの確認(以下「本人確認」といいます)手段の一つとして使用するものです。

第2条 (手のひら静脈認証自動貸金庫契約の締結)

- (1) 手のひら静脈認証自動貸金庫契約(以下「本契約」といいます)の締結にあたっては、あらかじめ貸金庫借用証の提出が必要となります。
- (2) 本契約は利用者が当組合の窓口にて貸金庫取引について当組合所定の書面による届出を行い、当組合が届出内容を確認のうえ利用を認め、当組合貸金庫に設置されている当組合所定の機器に手のひら静脈パターンを登録した時から効力が発生します。
- (3) 本契約の締結および手のひら静脈パターンの登録にあたっては、当組合所定の本人確認を行わせていただきます。十分な本人確認ができない場合には、当組合は本契約をお断りすることがあります。
- (4) 手のひら静脈パターンの登録は、第2項の当組合所定の書面による届出時以降に行うものとします。

第3条 (手のひら静脈認証の利用範囲)

手のひら静脈認証自動貸金庫(以下「手のひら認証貸金庫」といいます)を利用する場合は貸金庫に設置されている当組合所定の機器により、データの照合が必要になります。

第4条 (貸金庫の利用およびデータの照合)

- (1) 手のひら認証貸金庫を利用する場合は、貸金庫に設置されている当組合所定の機器にご利用ID番号を入力後、当組合所定の機器の画面表示の操作手順に従って操作してください。
- (2) 第1項の取引について、データが手のひら認証貸金庫に設置されている当組合所定の機器によって同一性が認定され(以下「データの一致」といいます)た場合に、貸金庫室の自動開錠を行います。データの一致を確認して取り扱った時には、そのことによる事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負わないものとします。
- (3) 第2項の規定にかかわらず、当組合が当組合所定の機器で手のひら認証による照合が不可能と判断した場合、当組合所定の方法で、貸金庫室の開錠を行う場合があります。その場合、当組合所定の本人確認を行わせていただき、当組合が相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第5条 (認証装置の障害時の取扱い)

データの照合を行う当組合所定の機器に障害が生じた場合その他相当の事由のある場合は、貸金

庫の利用または解約を一時的に中止する場合があります。また当組合に故意、重大な過失がない場合は、当組合は免責されるものとします。

第6条(代理人)

- (1) 利用者本人は手のひら認証貸金庫の利用につき利用者本人のほか代理人(2名以内とします)を届け出すことができます。
- (2) 前項の場合、原則として代理人は利用者本人が同席のうえ、当組合所定の機器に利用者本人の手のひら静脈パターンと代理人の手のひら静脈パターンを登録する必要があります。
代理人が手のひら静脈パターンを登録した場合には、代理人についても本規定を適用します。
- (3) 当組合所定の機器に代理人の手のひら静脈パターンを登録した場合、利用者本人は、代理人が第1項の手のひら認証貸金庫を使用する場合に限り、貸金庫鍵を代理人へ貸与する事ができます。
- (4) 当組合所定の手続きにより代理人の手のひら静脈パターンを登録した場合、当組合は当組合所定の機器に登録された代理人のデータとの照合を行います。
- (5) 代理人の行為により利用者本人に損害が生じた場合は、その損害は利用者本人が負担するものとし、当組合は責任を負いません。
- (6) 認証による代理人の取引を解約する場合には、利用者本人から当組合所定の届出をしてください。

第7条(手のひら静脈認証自動貸金庫契約の解約)

本契約は以下の場合解約となります。

- (1) 利用者本人から本契約の解約の申出があった場合
利用者本人から本契約を終了する旨の届出を当組合が受付け、所定の手続きが完了したとき。
- (2) 本契約が解約された場合
利用者本人からのお申し出によるほか、本契約が自動貸金庫規定にもとづき解約された場合も含まれます。

第8条(規定の適用)

この規定に定めのない事項については、自動貸金庫規定により取り扱います。

第9条(規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、民法548条4の規定により金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表時の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上